

板橋区立図書館資料保存基準

平成30年4月1日 中央図書館長決定
令和6年1月1日 一部改正

(目的)

この基準は、板橋区立図書館資料収集方針に基づき、資料の保存に必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

- 1 板橋区立図書館として適切な蔵書構成を維持するとともに、区民の資料要求に応えるため、必要な資料を保存する。
- 2 中央図書館は、板橋区立図書館の中心的役割を担う図書館として、区立図書館全体の資料の保存に努め、その管理及び調整を行う。また、参考図書や地域資料等の永続的な価値のある資料の保存に努める。
- 3 地域図書館は、特色ある図書として収集した資料及び地域の特性を反映した資料のうち、地域で長く利用が見込まれる資料等の保存に努める。
- 4 区内の所蔵が最後の1点となった資料のうち、中央図書館の体系的な資料収集に必要な資料、又は、いたばしボローニャ子ども絵本館の特定のコレクションに加えることでより有効な活用が見込まれる資料については、移管して保存する。

(保存の基準)

1 図書

原則として、5年を経過した資料のうち、資料的価値が高く将来的な利用が見込まれる資料は保存する。保存にあたっては、資料の内容、形態及び蔵書構成を考慮のうえ、その資料的価値が時代に適しているかを適宜評価するものとする。

(1) 一般図書

- ① 他に代替できる資料や類書のないもの。
- ② 出版の少ない分野のもの。
- ③ 学術専門書は、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 各分野の基本的なもの及び評価を得ているもの。
 - イ 将来的な比較研究等に役立つもの。
- ④ 文学書は、他の形態で刊行されていないもの。
- ⑤ 文庫及び新書は、中央図書館及び各地域図書館で分担して保存する。

(2) 児童図書

- ① 他に代替できるものや類書のないもの。
- ② 幼年童話及び児童文学は、基本的なものや古典的名著。
- ③ 絵本は、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 基本的なものや古典的名著。

イ 区内の所蔵が最後の1点となった資料のうち、一定の評価を得ているもの。

④ 紙芝居は、汚損・破損等により利用に供することが適当でない資料を除き、保存する。

(3) 参考図書

① 辞典及び事典等は、新版等の購入により資料的価値のなくなったものを除き、保存する。

② 年鑑及び白書等は、中央図書館で原則として永年保存する。

(4) 地域資料

板橋区に関する資料は、中央図書館で原則として永年保存する。

(5) いたばしポローニャ子ども絵本館資料

入手困難又は希少な資料等、特定のコレクション構築に必要な資料は、原則として永年保存する。

(6) その他

前各号に規定するもののほかは、一般図書及び児童図書の基準に準拠する。

2 逐次刊行物

別途保存年限を定め、中央図書館及び各地域図書館で分担して保存する。地域資料として活用可能な資料等は、中央図書館で原則として永年保存する。

3 視聴覚資料

資料的価値が高く将来的な利用が見込まれる資料は保存する。保存にあたっては、資料の内容、形態、状態、所蔵資料の構成等を考慮のうえ、その資料的価値が時代に適しているかを適宜評価するものとする。

(その他)

この基準に定めるもののほか、必要な事項については、中央図書館長が別に定める。

付 則

- 1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 「板橋区立図書館保存図書マニュアル（平成元年4月1日中央図書館長決定）」は廃止する。

付 則

- 1 この基準は、令和6年1月1日から施行する。